

# 長久手市立小中学校における通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、学校における教育指導上の紛争防止、犯罪の防止並びに教職員への不当な圧力等の排除を目的として長久手市立小中学校に設置する通話録音装置及び通話録音データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長久手市立小中学校 長久手市立学校設置条例（昭和39年長久手村条例第3号）に定める学校をいう。
- (2) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する装置をいう。
- (3) 通話録音データ 通話録音装置により録音され、通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で記録した媒体をいう。以下同じ。）に保存された音声のデータをいう。
- (4) 複製データ 通話録音データを電磁的記録媒体（通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体を除く。）に複製したデータをいう。

## (管理責任者等の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、通話録音装置が設置されている長久手市立小中学校の校長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音装置の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、通話録音装置取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。
- 3 前項の取扱者は、管理責任者が指定した者をもって充てる。

## (通話録音装置の運用等の公表)

第4条 教育委員会事務局は、通話録音装置の利用目的、運用方法等について、

市のホームページ等において公表するものとする。

（通話録音装置の使用）

第5条 通話録音装置は、電話機での通話の開始とともに自動で通話内容等を録音し、又は記録するものとする。

（通話録音データの保存及び管理）

第6条 通話録音データの保存期間は、通話録音データが通話録音装置によって自動更新されるまでの期間とする。ただし、法令に定めがある場合、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、記録された時の状態で保存し、加工してはならない。

3 複製データは、作成してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合、その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

4 管理責任者は、複製データについて、その目的が達成された等保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

（個人情報の安全管理措置）

第7条 管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年長久手市条例第24号。以下「条例」という。）等を遵守し、通話録音装置の管理及び運用に関し適切な安全管理措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適切な管理のために必要な安全管理措置を講じなければならない。

（目的外の利用及び提供の禁止）

第8条 通話録音データは、第1条に規定する目的以外のために利用又は提供してはならない。ただし、法第69条に基づく場合その他法令に基づく場合は、この限りではない。

2 管理責任者は、前項のただし書の規定により通話録音データを利用し、又は提供しようとするときは、教育委員会事務局に相談の上、法及び条例の規

定に基づく所定の手続を行わなければならない。

(教職員の責務)

第9条 職務上、通話録音装置により通話録音データの情報を知り得る教職員は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

2 教職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、通話録音装置の管理及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の管理及び運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。